

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方
FLCS株式会社

2 事件の概要

令和2年10月23日付けで締結したVPN装置用L2スイッチ等の賃貸借契約について、区の申出により令和5年8月31日付けで解除された。これにより、相手方は当該VPN装置用L2スイッチ等の賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害89,320円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和5年(2023年)9月1日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、VPN装置用L2スイッチ等の賃借料残額相当額の合計89,320円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器の賃貸借において、関連する機器の賃貸借契約について十分に留意することとした。

【報告案件2】

1 和解(示談)の相手方
練馬区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和5年(2023年)5月2日

(2) 事故発生場所

東京都中野区江古田四丁目27番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員が、防災用井戸の修理業務を終えて中野区役所本庁舎へ帰庁するため、庁有車で区道を東方面に向かって走行し、上記(2)の事故発生場所の交差点内に右

折で進入したところ、当該交差点内を南方面に向かって直進していた相手方車両の右側側面に当該庁有車の左側前部が衝突した。この事故により、相手方車両の右側ドアパネル及び当該庁有車のフロントバンパーが破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方が被った損害234,102円及び区が被った損害52,437円について、双方の過失割合（相手方1割、区9割）に従い、相手方は区に対し5,243円を賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払い、区は相手方に対し210,691円を賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和5年（2023年）9月20日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員が上記2(2)の事故発生場所の交差点内に進入する際の安全確認を怠ったことにより発生した事故であるが、相手方にも当該交差点内を直進する際に十分に減速して進行すべきところこれを怠った過失があることから、双方の過失割合に従い、相手方が被った損害の9割に相当する額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は相手方車両の修理費の合計234,102円であり、区の過失割合は9割であることから、区の損害賠償額は210,691円である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について嚴重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から庁有車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。